

AOZORA Harmony Wind Orchestra 団則

第1章 総則

- 第1条 名称・所在地
当団の名称を、『あおぞらハーモニー吹奏楽団(英語名:AOZORA Harmony Wind Orchestra)、以下「楽団」という』とし、所在地は、団長宅(埼玉県川越市内)に置く。
- 第2条 目的・活動
楽団は、吹奏楽を通じて団員相互及び地域との交流を深めることを目的として、演奏会活動を行う。

第2章 団員

- 第3条 入団資格・団員登録
入団に際しては次の資格が必要となる。
①楽団の活動に積極的に参加できること。
②高校生以上であること。未成年の場合は、保護者の承諾を必要とする。
③楽団の演奏活動を行う上で必要な楽器を演奏できること。
- 2 登録入団を希望する者は、事務局に「入団届」を提出し役員会にて受理された時に団員登録される。
- 第4条 退団
団員が退団をする時は、事務局に「退団届」を提出しなければならない。
- 第5条 休団
団員がやむを得ない事情で一時的に楽団の活動に参加できなくなった場合は、事務局に「休団届」を提出しなければならない。

第3章 組織

- 第6条 役員会及び係・任期・職務
楽団は、円滑な運営をするために役員及び係と人数・任期及び職務を次の通りとする。
役員会は役員によって構成される。
- | | | | | |
|-------------------|----------|-----|----|---------------------------|
| ①団長 | (役員) | 1名 | 1年 | 楽団運営総括 |
| ②副団長 | (役員) | 若干名 | 1年 | 楽団運営担当、演奏会担当、事務局担当 |
| ③演奏会実行委員 | | 若干名 | 1年 | 演奏会企画・運営 |
| ④楽団運営事務局 | | 若干名 | 1年 | 楽団運営業務、渉外、演奏会業務 |
| ⑤セクションリーダー(木・金・打) | 各セクション1名 | 1年 | 1年 | 木管・金管・打楽器分奏指揮 |
| ⑥パートリーダー | 各パート1名 | 1年 | 1年 | パート練習推進・庶務・役員補佐・演奏会実行委員補佐 |
| ⑦レクリエーション係 | 若干名 | 1年 | 1年 | イベント企画・運営 |
| ⑧会計係 | 1名 | 1年 | 1年 | 団費徴収・現金出納・決算・予実管理 |
| ⑨会計監査 | 1名 | 1年 | 1年 | 会計監査 |

第4章 総会

- 第7条 総会の地位・議決権
総会は楽団の最高議決機関とする。
- 第8条 総会の組織
総会は、役員を含む全団員で構成する。
- 第9条 定例総会
定例総会は、毎年1月に開催する。
- 第10条 臨時総会
楽団の運営に関する重要事項について、団員の総意を仰ぐ必要があると役員会が判断した場合、または団員総数の3分の1以上の要請により、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会の開催にあたっては、開催日の2週間前までに団員に対し、日時及び総会の目的を告知しなければならない。
- 第11条 議決定足数・原則
総会は、総団員数の過半数の出席をもって開催し、議決することができる。
- 2 団員が総会に出席できない場合は、議長又は団員に委任することができ、議長が許可した場合に総会の定足数に含めることができる。
- 3 総会の議決は、出席団員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の判断で決定する。
- 第12条 議長の選出
議長は総会開催時に団員より選出する。但し立候補がない場合は、団員の同意により団長が議長を務めることができる。

第5章 会計

- 第13条 活動資金費
団員は、年会費として20,000円の活動資金(以下、団費という)を毎年6月までに一括、または半年毎に分割して納めなければならない。但し、新規入団者は初年度のみ年会費を免除とする。
- 2 納めた団費は原則として返還しないものとする。
- 3 団員が期日までに団費を納めず、今後も納入の意思を明らかにしない場合は、役員会の判断により除籍されることがある。
- 4 楽団が活動するにあたり、通常の団費の他に必要とされる場合は、団員に目的を説明し臨時活動費の徴収をすることがある。
- 第14条 会計年度
楽団の会計年度は、1月より12月までとする。
- 第15条 会計監査
楽団の会計は、会計担当役員以外の団員が監査する。
- 第16条 収支決算・財政状況報告
楽団の収支決算及び財政状況は、毎年定例総会にて報告しなければならない。
- 第17条 団則改正
この団則の改正は、役員会が発議し、総会の過半数の承認が必要となる。

附則

- 第1条 施行日
この団則は、平成21年1月10日より施行する。

改正

- | | | |
|--------------|------|---|
| 平成22年1月17日改正 | 第6条 | 組織改正(コンダクター(役員)廃止) |
| 平成23年1月8日改正 | 第6条 | 組織改正(レクリエーション係設置、組織の明確化) |
| 平成24年1月7日改正 | 第6条 | 組織改正(広報係設置) |
| 平成24年1月7日改正 | 第8条 | 定義改正(総会組織の矛盾訂正) |
| 平成26年1月12日改正 | 第6条 | 組織改正(会計係設置) |
| 平成27年1月11日改正 | 第6条 | 組織改正(役職(団長・副団長)変更、見学・新入団係廃止、広報係廃止) |
| 平成28年6月18日改正 | 第13条 | 活動資金費改正(入団金新規設定、年会費改正、納付期限改正、初年度途中入団減額廃止) |
| 平成30年1月13日改正 | 第13条 | 活動資金費改正(入団金廃止、新規入団者初年度年会費免除新規設定) |
| 令和5年1月14日改正 | 第6条 | 組織改正(副団長人数及び職務変更、合奏トレーナー設置) |
| 令和6年1月13日改正 | 第6条 | 組織改正(合奏トレーナー廃止) |